

① 出産・子育て応援給付金のご案内

国の総合経済対策の一環として、全ての妊婦・子育て世代の方が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠中から出産、子育て期まで一人ひとりに寄り添いながら伴走型相談支援を行うとともに、次のとおり経済的支援を行います。

出産応援給付金	妊娠届出及び面談後、妊婦1人当たり5万円
子育て応援給付金	出生届出及び面談後、子ども1人当たり5万円

(例1)妊娠届出後5万円支給＋子ども1人を出産後5万円×1人分支給 合計10万円支給
 (例2)妊娠届出後5万円支給＋双子を出産後5万円×2人分支給 合計15万円支給

	申請できる給付金	案内方法	給付要件	申請期限
対象①	令和4年4月1日～令和4年12月31日までの間に出産した人	出産応援給付金 子育て応援給付金		
対象②	令和4年4月1日以降に妊娠の届出をし、令和5年1月1日以降に産出する方(産後は対象者④となります。)	出産応援給付金	2月17日付で案内を郵送しています。 申請書及びアンケートを返送してください。	原則、案内到着または各面談実施から 3か月以内 です。
対象③	令和5年2月17日以降に妊娠の届け出をする方(産後は対象者④となります。)	出産応援給付金	母子健康手帳交付時に案内します。 母子健康手帳交付時の面談及び申請書の提出	早めに手続きをしてください。
対象④	令和5年1月1日以降に産出した方	子育て応援給付金	赤ちゃん訪問時に案内します。 赤ちゃん訪問での面談及び申請書の提出	

注意事項等

- 申請時点において坂町の住民基本台帳に記録があることが原則です。
- 所得に制限はありません。
- 妊娠届出後、流産などで産出に至らなかった場合も**出産応援給付金を支給します。**
この場合、**アンケート提出は不要**です。
- 対象者④の方のうち、すでに赤ちゃん訪問を終えている方については案内を郵送済みです。

申請に必要なもの

窓口・面談等で申請書を提出する場合

- ①申請書・アンケート
- ②申請者本人を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ③給付金の振込先(申請者本人名義)の口座番号を確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)

郵送で申請書を提出する場合

上記①及び②・③のコピー

問合せ 保健センター ☎885-3131 役場保険健康課 ☎820-1504

① 坂町特定不妊治療支援事業について

令和4年度から特定不妊治療への保険適用が開始されています。
 坂町では、令和4年4月1日以降に特定不妊治療等を開始されたご夫婦について、治療費の一部を助成します。

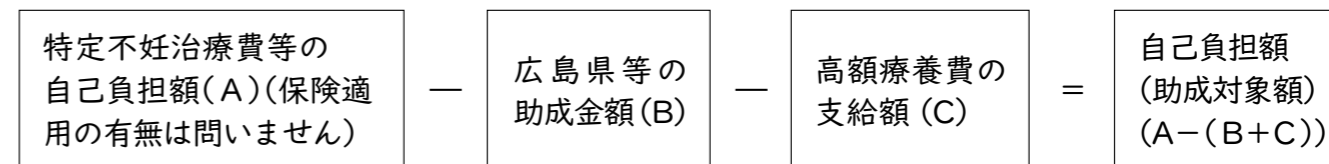
●助成を受けることができる方(次の要件をすべて満たす方です。)

1. 特定不妊治療以外の治療では妊娠の見込みが極めて少ないと医師に診断され、治療を受けた夫婦(事実婚を含む。)
2. 申請時点においていずれかが坂町内に住所を有する夫婦
3. 治療開始の初日時点で妻の年齢が**43歳未満**であること。
4. 町民税等の滞納がないこと。



●助成の内容

特定不妊治療等に要した費用(保険適用の有無は問いません。)のうち、自己負担額に対し、初回30万円、2回目以降は15万円を限度として助成します。(広島県等の助成金額、高額療養費の支給額を除いた金額が対象です。)詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。



【従来の助成制度の経過措置】

令和4年3月31日までに治療を開始し、令和5年3月31日までに治療が終了した場合は、広島県、坂町の助成対象となります。

広島県への申請期限 **令和5年3月31日** 坂町への申請期限 **令和5年5月31日**
 問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

① 愛の献血にご協力ください

健康な皆さんの善意の献血が、輸血を必要としている方の命を救います。

とき 3月18日(土)10時～12時30分、13時15分～16時

ところ パルティ・フジ坂

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

ご協力よろしく
 お願いします。

① 坂町くらし応援クーポン券の使用期限は3月31日(金)までです

使用期限を過ぎると無効になりますので、ご注意ください。

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507

